

## NM 北田竹邨毛筆書体の使用許諾

- ご購入いただいた 1 ライセンスは 1 台のコンピュータにのみインストールすることを許可します。複数台でお使いの場合はコンピュータ台数分をご購入下さい。
- フォーマット変換して、他のフォントとして利用することは禁止します。
- 当フォントの全部または一部の文字データをコピーして利用することは禁止します。ただし、元になるフォントがインストールされたコンピュータ内でご使用になる場合のみ許可します。
- 当フォントファイルを直接、修正・改造することは禁止します。
- 当フォントの配布、譲渡は禁止します。
- PDF ファイルなどに埋め込んで配布することは許可されます。ただし、配布先がそのファイルを商業使用の場合は、配布先でも当フォントをご購入いただく必要があります。
- 以上に該当しない二次使用は禁止します。別途ライセンス契約が必要です。
- 当フォントは慎重に品質検査をしていますが、市販の全てのプログラムでの完全正常動作を保証するものではありません。
- 文字の確認は慎重にしておりますが、誤字によるお客様の直接的損害・間接的損害は当方にて一切その賠償の責に任じないものとします。

### 《 商用ライセンスおよび台数ライセンス契約について 》

#### 1. 商用ライセンスが必要な使用、用途

- 各種商用印刷物の原稿作成用
- その他、フォントを使用した各種商用使用全般
- 封書宛名書きなどの筆耕ビジネス、商品ポスター作成等、当フォントを利用してお客様から対価を得る場合。
- 映像コンテンツの制作において、テロップ、フリップなどとして使用する場合。

#### 商用ライセンス料金

	資本金	ライセンス料金	備考
商用利用	～1 千万円	10,000 円	商用ライセンスは台数関係ありません
	1～2 千万円	20,000 円	
	2～5 千万円	30,000 円	
	5 千万円以上	50,000 円	

#### 2. 台数ライセンス

弊社製品のフォントは1台のパソコンでの利用許諾です、2 台以上は台数ライセンスが必要です。

- ご購入いただいた当社フォントは1台のコンピュータにのみインストールすることを許諾します。
- 複数台でお使いの場合はコンピュータ台数に対応した台数の許諾ライセンス契約が必要です。

同一部署の場合は下記ライセンス使用料金を適用いたします。

台数	台数ライセンス料金	台数	台数ライセンス料金
2 台目	定価の 70%	5 台目	定価の 55%
3 台目	定価の 65%	6 台目以上	定価の 50%
4 台目	定価の 60%		

#### 3. 違法使用の罰則

- お客様が「ソフトウェア使用許諾」に違反すると、日本国著作権法、その他の法律により刑事罰が科せられ若しくは損害賠償の対象になる場合があります。
- 違法行為は法律により刑事罰以外に、損害賠償として貴社との解決のために要したもろもろの経費（弁護士経費その他）の請求が課せられます。

#### 著作権法における罰則規定の概要

罰則の対象者	懲役	罰金
<著作権等の侵害者> 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害した者 (119 条 1 項 1 号)	5 年以下	500 万円以下 《法人は、1 億円以下の罰金(「著作者人格権」「実演家人格権」を除く。))》

詳細は著作権法 第8章 罰則 をご確認ください。